(i) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するためできる限り速やかに行動する旨の約束（国際熱帯木材機関の目標二千）を再確認し、また、バリ・パートナーシップ基金の設立を想起し、

(j) 千九百九十四年一月に加盟消費国が行った約束（自国の森林の持続可能な経営を維持し、又は達成する旨の約束）を想起し、

(k) 持続可能な森林経営及び合法的な供給源からの木材の輸出を達成するため、良い統治、土地に係る権利に関する明確な制度及び分野横断的な調整が果たす役割に留意し、

(l) 持続可能な森林経営の促進における加盟国、国際機関、民間部門、市民社会（原住民の社会、地域社会等）その他の利害関係者の間の協力の重要性を認め、

(m) 森林に関する法令の執行を改善し、及び合法的に伐採された木材の貿易を促進するためのこのような協力の重要性を認め、

(n) 森林に依存する原住民の社会及び地域社会（森林の所有者及び経営者を含む。）の能力を高めることがこの協定の目的の達成に寄与し得ることに留意し、

(o) 関連する国際的に認められた原則並びに国際労働機関の関連条約及び関連文書を考慮しつつ、森林部門に従事する者の生活水準及び労働条件の向上の必要性に留意し、

(p) 木材が、競合する産品と比べて、エネルギー効率が高く、再生可能な、かつ、環境を害しない素材であることに留意し、

(q) 持続可能な森林経営への投資の増大（木材関連貿易から生み出される収入等森林から生み出される収入の再投資によるものを含む。）の必要性を認め、

(r) 持続可能な森林経営の費用を反映した市場価格が有益であることを認め、

(s) さらに、この協定の目的の達成に資するため、幅広い拠出者からの予測可能な資金の拡充の必要性を認め、

(t) 熱帯木材を生産する後発開発途上国の特別なニーズに留意して、

次のとおり協定した。

## 第一章　目的

### 第一条　目的

二千六年の国際熱帯木材協定（以下「この協定」という。）は、次のことにより、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする。

(a) 木材に関する世界経済のすべての側面について、すべての加盟国の間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること。

(b) 非差別的な木材貿易慣行を促進するための協議の場を提供すること。

(c) 持続可能な開発及び貧困の軽減に寄与すること。

(d) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を実施するための加盟国の能力を高めること。

(e) 国際市場の構造上の条件（消費及び生産の長期的傾向、市場アクセスに影響を及ぼす要因、消費者の選好並びに価格を含む。）及び持続可能な森林経営の費用を反映した価格をもたらす条件についての理解を一層促進すること。

(f) 森林経営、木材利用の効率及び他の材料と比較した木材製品の競争力を改善するため並びに木材生産熱帯林における木材生産以外の森林の価値を保全し、及び高める能力を増大させるため、研究及び開発を促進し、及び支援すること。

(g) この協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な新規の、かつ、追加的な資金の供与のための制度（十分かつ予測可能な拠出を促進するためのもの）及びこの協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な専門的知識の供与のための制度を発展させ、並びにそれらの制度に寄与すること。

(h) 市場及び市場の動向に関する一層の透明性及びより良い情報を確保するため、市場情報を改善し、及び国際木材市場に関する情報の共有を奨励すること（貿易が行われている樹種に関する資料その他の貿易に関連する資料の収集、取りまとめ及び公表を含む。）。

(i) 加盟生産国の工業化を促進するため並びにそれにより当該加盟生産国の雇用の機会及び輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における持続可能な供給源からの熱帯木材の加工の増進及び加工度の向上を促進すること。

(j) 森林資源に依存する地域社会に十分な考慮を払いつつ、熱帯木材に係る造林及び劣化した林地の復旧を支援し、及び発展させるよう加盟国を奨励すること。

(k) 持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた供給源からの合法的に取引される熱帯木材及び熱帯木材製品であって輸出されたものの販売及び流通を改善すること（消費者の意識の向上を含む。）。

(l) 木材貿易に関する統計及び熱帯林の持続可能な経営に関する情報の収集、処理及び公表についての加盟国の能力を強化すること。

(m) 熱帯木材貿易との関係において、木材生産林の持続可能な利用及び保全並びに生態学的均衡の維持を目的とした国内政策を立案するよう加盟国を奨励すること。

(n) 森林に関する法令の執行及び統治を改善し、並びに熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対処するための加盟国の能力を強化すること。

(o) 熱帯林の持続可能な経営を促進するための任意の制度（特に認証制度）についての理解を深めるための情報の共有を奨励し、及びこの分野における加盟国の努力を支援すること。

(p) この協定の目的を達成するための技術の取得の機会の提供、技術移転及び技術協力（これらの提供、移転及び協力は、相互に合意する場合には、緩和され、かつ、特恵的な条件によるものを含む。）を促進すること。

(q) 持続可能な森林経営との関係において、熱帯林の持続可能な経営に対する非木材林産物及び環境サービスの貢献を強化するための戦略を策定する加盟国の能力を高めることを目的として、このような貢献についての理解が深まることを奨励し、並びに関連する機関及び枠組みと協力すること。

(r) 持続可能な森林経営の達成における森林に依存する原住民の社会及び地域社会の役割を認識し、並びに熱帯木材生産林を持続可能であるように経営するためのこれらの社会の能力を高める戦略を策定するよう加盟国を奨励すること。

(s) 関連する新たに生じた問題を特定し、対処すること。

## 第二章　定義

### 第二条　定義

この協定の適用上、

1 「熱帯木材」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する国において生育し、又は生産される木材であって産業用に使用するものをいい、丸太、製材、単板及び合板を含む。

2 「持続可能な森林経営」については、機関の関連する政策上の文書及び技術上の指針に従って解釈する。

3 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているかを問わず、この協定によって拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する欧州共同体若しくは政府間機関をいう。

4 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する北回帰線と南回帰線との間に位置する加盟国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である加盟国であって、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する加盟国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である加盟国であって、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該加盟国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものをいう。

5 「加盟消費国」とは、熱帯木材を輸入している加盟国であって、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯木材を輸入している加盟国であって、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該加盟国の同意を得て加盟消費国であると宣言したものをいう。